

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

福山市（以下「本市」という。）では、事業者と連携してプラスチックごみに係る再商品化計画を作成し、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）第33条に基づく主務大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を受け、プラスチックごみを選別・再商品化することを予定している。

この実施要領は、本市の再商品化計画作成等に向けた協定及び大臣認定後にプラスチックごみの選別・再商品化を行う契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務

(2) 業務内容

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

2028年（令和10年）4月1日（土）から2031年（令和13年）3月31日（月）まで

※ なお、受注候補者は、業務委託契約締結までの間、協定を締結し、再商品化計画作成等の大臣認定を受けるための支援等を行うものとする。

3 提案限度額

提案における委託費は、1,206,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

（内訳） 2028年度（令和10年度） 402,200千円

2029年度（令和11年度） 402,200千円

2030年度（令和12年度） 402,200千円

※ 消費税及び地方消費税は10%とする。

※ 参考見積書の額が、各年度の提案限度額を超過した場合は、失格とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、選別や再商品化に関する専門的な知識・経験等を有する業者から、創意工夫のある企画提案を広く公募し、プレゼンテーションを行ったうえで、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって受注候補者を特定する。

受注候補者の特定後、本市は、受注候補者との協定を締結し、仕様書や再商品化計画等について協議を行う。仕様に関する協議や業務実施に必要な許認可等が整い、再商品化計画について大臣認定を受けた後、当該業者と随意契約により業務委託契約を締結する。

なお、本市が協定の目的を達成することができないと判断したときその他協定で定める解除事由に該当したときについては、協定を解除する。

5 応募者の構成

本件プロポーザルに応募する者は、次に掲げる構成のいずれかによるものとする。なお、グループで応募する場合は、選別業務を実施する者又は再商品化業務を実施する者を代表企業とし、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

- (1) プラスチックごみの選別業務及び再商品化業務、業務を履行するために必要となる一般廃棄物の施設間運搬について、全てを行う単独企業
- (2) 複数の企業で構成し、プラスチックごみの選別業務及び再商品化業務、業務を履行するために必要となる一般廃棄物の施設間運搬等について、役割を分担して行うグループ

6 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。なお、前項で定めるグループで応募する場合は、グループを構成する全ての企業が(1)から(8)までを満たしたうえで、選別業務を実施する者が(9)を、再商品化業務を実施する者が(10)を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から協定締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 5 項第 4 号イからルまで、プラスチック資源循環法第 33 条第 3 項第 4 号イからへまでのいずれにも該当していない者であること。
- (8) 受注業務を適確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有するものとして、次の①から③までを全て満たすこと。ただし、大臣認定において、「経理的基礎を有する」と認められる見込みが客観的に説明できる場合は、この限りではない。
 - ①直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 1 割以上であり、債務超過の状態でないこと。
 - ②直前 3 年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。
 - ③直前 3 年間法人税を滞納していないこと。
- (9) 選別業務を実施する者においては、2021 年度（令和 3 年度）以降、国又は地方公共団体の委託を受け、プラスチック使用製品廃棄物の選別を実施した実績を有すること。
- (10) 再商品化業務を実施する者においては、2021 年度（令和 3 年度）以降、国、地方公共団体又は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）の委託を受け、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施した実績を有すること。

7 担当課及び選考スケジュール

(1) 担当課

福山市 経済環境局 環境部 環境施設課
〒721-0956 広島県福山市箕沖町 107 番地 7
電 話：084-954-4866
E-mail：kankyoushisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

内容	時期
公告	2026年（令和8年）5月18日（月）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）5月18日（月）から 同年6月5日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	2026年（令和8年）5月28日（木）午後5時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2026年（令和8年）6月1日（月） 本市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）5月18日（月）から 同年6月5日（金）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2026年（令和8年）6月9日（火）送付
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）6月9日（火）から 同年6月30日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）7月上旬（予定）
選定・非選定通知の送付	2026年（令和8年）7月中旬（予定）
協定書の締結	2026年（令和8年）7月中（予定）
大臣認定の申請	2027年（令和9年）6月末まで （大臣認定取得は、2027年〔令和9年〕9月頃を想定）
業務委託契約の締結	大臣認定取得から 2028年（令和10年）4月1日までの間（予定）

※「予定」と記載されている日程は、必要に応じて変更することがある。

8 実施要領の配布等

(1) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）5月18日（月）から同年6月5日（金）午後5時まで

イ 配付方法

本市ホームページに掲載する。

(2) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年（令和8年）5月18日（月）から同年5月28日（木）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式9）により、「7(1)担当課」に電子メールで提出すること。メールの件名は「福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務質問書」とし、電子メール送信後、電話により電子メールの到着を確認すること。

ウ 回答

質問への回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに2026年（令和8年）6月1日（月）午後5時までに適宜、掲載する。

9 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2026年（令和8年）5月18日（月）から同年6月5日（金）午後5時まで

- ・持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・郵送の場合は、6月5日（金）午後5時必着

(2) 提出場所

7(1)の担当課と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

- ・提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・郵送による提出の場合は「簡易書留」又は「特定記録」とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからセまでの書類を作成し、各1部を提出すること。なお、グループで応募する場合は、グループを構成する全ての企業についてオからセまでの書類を提出すること。

オ、キ、ク及びコについては、提出日の3か月前の日以後に発行されたものとする。

ア 参加申込書（様式1）

イ 構成企業名簿（様式2）

単独企業で応募する場合は、代表事業者欄を記載し、提出すること。

グループで応募する場合は、グループを構成する全ての企業について記載すること。

また、各企業の役割については、選別業務、再商品化業務、一般廃棄物の施設間運搬又はその他の業務のいずれに該当するか明示するとともに、その他の業務については詳細を記載すること。

なお、上記いずれの場合も、オの商業登記簿謄本において「広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有すること」が確認できない企業については、不動産の登記事項証明書や賃貸借契約書など、所有権又は使用権原を有することが確認できる書類を添付すること。

ウ 実績報告書（様式3-1）

選別業務を実施する者が、2021年度（令和3年度）以降、国又は地方公共団体の委託を受け、プラスチック使用製品廃棄物の選別を実施した実績を記載し、これを確認できる契約書の写し等を添付すること。

エ 実績報告書（様式3-2）

再商品化業務を実施する者が、2021年度（令和3年度）以降、国、地方公共団体又は指定法人の委託を受け、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施した実績を記載し、これを確認できる契約書の写し等を添付すること。

オ 商業登記簿謄本（写しでも可）

カ 提出期限の属する事業年度の直前3年の財務諸表（「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

キ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明した

- もの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式4）を提出すること。）
- ク 納税証明書（写しでも可。直前3年間において、国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの）
- ケ 6参加資格の(8)①から③までのいずれかを満たすことができない場合は、大臣認定において、「経理的基礎を有する」と認められる見込みが客観的に説明できる書類
- コ 印鑑証明書（原本）
- サ 使用印鑑届（様式5）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- シ 委任状（様式6）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- ス 誓約書（様式7）
- セ 廃棄物処理法及びプラスチック資源循環法の欠格要件に該当しないことの宣誓書（様式8）
- ※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

10 プロポーザル参加資格の確認

9で提出された参加申込書等をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者全員に、参加資格確認結果を電子メールで通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

11 企画提案書の作成等

資格審査の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次の項目について、企画提案書（様式10～13）を作成すること。なお、企画提案書本文（様式13）は、A4サイズ20ページ以内（A3サイズ1ページは、A4サイズ2ページとみなす。）、両面印刷とし、文字の大きさは、10ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(1) 受付期間

2026年（令和8年）6月9日（火）から同年6月30日（火）午後5時まで

- ・持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・郵送の場合は、6月30日（火）午後5時必着

(2) 提出場所

7(1)の担当課と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

- ・提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・郵送による提出の場合は「簡易書留」又は「特定記録」とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（表紙、様式10～12） 各1部

イ 企画提案書（様式13） 10部

企画提案書は、1部のみ裏面に提出者名を記載し、残りの9部については、提案者が

特定できる表記及び提案者が特定できるマークや社章は記入しないこと。

ウ 参考見積書（任意様式及び様式 14） 各 1 部

参考見積書は、任意様式に、単価及び総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載し、参考見積内訳書（様式 14）を添付すること。

なお、再商品化費用については、プラスチック容器包装廃棄物は小規模事業者負担分（全負担分の 1%）を、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物は全負担分（100%）を計上するものとし、プラスチック容器包装廃棄物の特定事業者負担分は、指定法人から受注者に支払われるものとし、見積価格に含めないこと。

エ 上記書類のデータを入れた DVD-R 1 枚

なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(5) 企画提案書の内容

次に示した項目について提案すること。

ア 選別施設及び再商品化施設等に関する提案

- ・ 処理フロー
- ・ 各施設の位置、配置計画図（保管場所を含む。）
- ・ 各施設の処理能力
- ・ 保管場所（受入後のプラスチックごみ、選別後のペットボトル、再商品化対象物、異物、再商品化後の再商品化製品、産業廃棄物それぞれ）の広さ及び保管可能日数並びに廃棄物飛散・流出防止措置
- ・ 各施設の所有権・使用权原の状況（今後の取得見込みを含む。）
- ・ 各施設の許認可取得状況（今後の取得見込みを含む。）
- ・ 運搬車両の概要及び取得状況（今後の取得見込みを含む。）

イ 人員配置計画

ウ 各工程において講じる措置に関する提案

- ・ ペットボトルベールの品質が、仕様書案で定める品質基準を満足するための措置
- ・ 再商品化製品の品質が、仕様書案で定める品質基準を満足するための措置

エ 工程に沿った物質収支等に関する提案

- ・ 工程に沿った物質収支
- ・ 再商品化率（再商品化対象物の量に対する再商品化製品の量の割合）
- ・ 選別後のペットボトルの量を向上させるための措置
- ・ 再商品化率を向上させるための措置
- ・ 再商品化残渣の有効利用のための措置

オ 再商品化製品の利用方法、販路の確保等に関する提案

カ 環境への配慮に関する提案

- ・ 騒音・振動・臭気・水質など、生活環境への配慮に関する措置
- ・ 施設の省エネルギー化など、二酸化炭素の排出抑制に関する措置

キ 緊急時への対策に関する提案

- ・ 充電式電池等の発火による火災の防止対策
- ・ 火災等の発生時の対処方策
- ・ 自然災害等による稼働停止を防止するための対策
- ・ 故障等により施設が稼働停止した場合の対処方策
- ・ 自然災害時の対処方策（連絡体制、安全教育など）

- ク 施設の運転管理、維持管理等における地域への貢献に関する提案（地元雇用など）
- ケ 施設見学の受入れに関する提案
- コ 業務開始までの施設整備及び許認可などのスケジュール（工程表）
- サ その他独自の提案がある場合、その提案の内容とスケジュール

12 企画提案書の評価及び評価基準

11で提出された企画提案書をもとに提出者によるプレゼンテーションを行い、別表「評価基準・評価項目」に基づき評価を行い、受注候補者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び場所

開催日時：2026年（令和8年）7月上旬（予定）

開催場所：福山市役所本庁舎（予定）

※詳細については、後日、企画提案書提出者に通知する。

イ 企画提案の所要時間

（ア）プレゼンテーション 20分程度

（イ）評価委員からの質疑 10分程度

ウ 注意事項

（ア）プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

（イ）指定の時間に遅れた場合は、審査対象から外すものとする。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 受注候補者の特定

別表「評価基準・評価項目」に基づき、福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価委員の評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

ただし、技術評価点（独自提案及び価格評価以外の点）が6割未満の者、又は評価委員の過半数が、2つ以上の同じ評価項目（独自提案を除く。）について「1（非常に劣っている）」と評価した者は、受注候補者として選定しない。

(4) 選定結果の通知

2026年（令和8年）7月中旬（予定）に、企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。

審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではないことに留意すること。通知後、本市と受注候補者との間で協定締結に向けた協議を行う。

(5) 選定結果の公表

選定結果は本市ホームページで公表する。

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について評価し、受注候補者としての適否を審査する。

13 協定の締結

- (1) 受注候補者の特定後、本市は、受注候補者との協定を締結し、仕様書や再商品化計画等について協議を行い、契約に向けた準備等を行う。
- (2) 本市が協定の目的を達成することができないと判断したときその他協定で定める解除事由に該当したときについては、協定を解除する。

14 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、本市が、協定の内容が満たされたことを確認したうえで、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が 11 (4) で提出した参考見積書の額と同額になるとは限らない。

15 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3 の提案限度額を超えた参考見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

16 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された参加申込書及び企画提案書は、福山市情報公開条例(平成 14 年条例第 2 号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式自由)を担当課に

持参又は郵送により提出することとする。

- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の評価委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、福山市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務 評価基準・評価項目

評価分類		評価項目	配点	小計
技術評価	(1) 安定的かつ合理的な処理体制	選別施設は、本市の運搬等に係る効率性や経済性を加味し、適切な場所を設定しているか。	/15	/45
		再商品化施設は、選別施設からの運搬等に係る効率性を加味し、適切な場所を設定しているか。	/5	
		選別施設及び再商品化施設の処理能力並びに保管場所の広さや廃棄物飛散・流出防止措置は十分か。	/10	
		適切かつ十分な人員配置が計画されているか。	/15	
	(2) 資源循環の取組	ペットボトルペールの品質が、仕様書案で定める基準を安定的に満足する措置を講じているか。	/5	/60
		再商品化製品の品質が、仕様書案で定める基準を安定的に満足する措置を講じているか。	/5	
		選別後のペットボトルの量を高めることができる提案となっているか。	/15	
		高い再商品化率（再商品化対象物のうち再商品化製品となったものの割合）を実現できるか。	/10	
		再商品化工程で生じた残渣の有効利用が行われる計画となっているか。	/5	
		再商品化製品の販路は十分かつ安定的に確保されているか。	/15	
		再商品化製品の利用が、可能な限り市内で行われる計画となっているか。	/5	
	(3) 環境への配慮	騒音・振動・臭気・水質など、生活環境への配慮について、具体的な対策があるか。	/5	/10
		施設の省エネルギー化など、二酸化炭素の排出抑制について、具体的な対策があるか。	/5	
	(4) 緊急時への対策	充電式電池等の発火による火災の防止対策は、具体的かつ効果的か。	/10	/30
		火災等の発生時の対処方策は、具体的かつ効果的か。	/10	
		自然災害等による稼働停止を防止するための対策は、ハザードマップを踏まえ、具体的かつ効果的か。	/5	
		故障等の稼働停止及び自然災害時の対処方策（連絡体制、安全教育など）は、具体的かつ効果的か。	/5	
	(5) 地域への貢献	施設の運転管理、維持管理等における地域への貢献（地元雇用など）は、具体的かつ効果的か。	/5	/10
		施設見学の受入れに関する提案の内容は、具体的かつ効果的か。	/5	
	(6) スケジュール	業務開始までの施設整備及び許認可などのスケジュールは、明確かつ妥当か。	/15	/15
独自提案	その他、有益な事業者独自の提案があるか。	/5	/5	
価格評価	配点×（全ての参加者から提出された参考見積書の最低価格） ÷（当該参加者が提出した参考見積書の価格）	/75	/75	
合 計				/250

※ 技術評価及び独自提案は、5段階（5 非常に優れている、4 優れている、3 普通、2 劣っている、1 非常に劣っている）で評価を行い、全評価委員の点数（評価分類ごとの小計）を平均し、小数点第二位を四捨五入する。

※ 価格評価は、小数点第二位を四捨五入する。

※ 技術評価点（独自提案及び価格評価以外の点）が6割未満の者、又は評価委員の過半数が、2つ以上の同じ評価項目（独自提案を除く。）について「1（非常に劣っている）」と評価した者は、受注候補者として選定しない。